

佐賀県公安委員会告示第 3 号

風俗環境浄化協会に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項の規定により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 60 年法律第 122 号)第 39 条第 1 項の規定による指定を受けた財団法人佐賀県防犯協会から、名称を変更する旨の届出があった。

平成 25 年 4 月 19 日

佐賀県公安委員会委員長 内 田 健

	名称	変更年月日
新	公益財団法人佐賀県防犯協会	平成 25 年 4 月 1 日
旧	財団法人佐賀県防犯協会	